

中央卸売市場（南港市場除く）発注の物品供給等契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）

No.	案 件 名 称	種 目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	大阪市中央卸売市場 本場市場東棟雑排水 ポンプPD-4-2修繕	19:産業用機 器	新明和アクアテク サービス(株)	1,231,200	令和元年8月1日	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号	G3	-
2	大阪市中央卸売市場 本場排気ファンFE- 10-1-3外1台修繕	19:産業用機 器	(株)日立産機システ ム	1,782,000	令和元年9月5日	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号	G3	-
3	大阪市中央卸売市場 東部市場ごみドラム 装置修繕	19:産業用機 器	新明和工業(株)	1,944,000	令和元年9月13日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	G3	-

1

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場市場東棟雑排水ポンプ PD-4-2 修繕

2 契約の相手方

新明和アクアテクサービス株式会社

3 随意契約理由

本修繕は、市場東棟に設置している雑排水ポンプ PD-4-2 の修繕を行うものである。

本修繕対象設備は、新明和工業株式会社が製作したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

よって、当該設備の構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と責任施工の一元化を図ることができるのは、新明和工業株式会社から保守及び維持管理にかかる業務を移管されている新明和アクアテクサービス株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当（電話番号 06-6469-7969）

2

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場排気ファン FE-10-1-3 外 1 台修繕

2 契約の相手方

株式会社日立産機システム

3 随意契約理由

本修繕は、市場東棟に設置している排気ファン FE-10-1-3 外 1 台の修繕を行うものである。

本修繕対象設備は、日立製作所株式会社が製作したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

よって、当該設備の構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と責任施工の一元化を図ることができるのは、日立製作所株式会社から保守及び維持管理にかかる業務を移管されている株式会社日立産機システムのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当（電話番号 06-6469-7969）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場東部市場ごみドラム装置修繕

2 契約の相手方

新明和工業株式会社

3 随意契約理由

本件は、製造元である新明和工業株式会社にて点検を行ったところ、各ごみドラム装置の部品が経年劣化により損傷していることが判明した。このままの稼働を続けると故障に至り、場内の良好な衛生環境を維持するためには必要な設備であることから、機能しなければ市場運営に多大な支障をきたすため修繕が必要である。

本修繕対象設備は、新明和工業株式会社が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

よって、当該設備の構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と責任施工の一元化を図ることができるのは、新明和工業株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 2 号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場東部市場設備担当（電話番号 06-6756-3955）